

第3次柳井市総合計画

基本構想（案）

第1章 柳井市の目指す将来都市像

第1節 将来都市像

第3次柳井市総合計画が目指す10年後の将来都市像を次のように定めます。

【将来都市像】 市民の力で未来をつくる 地域の力で支えあう 安心と幸せのまち柳井

第2節 将来都市像に向けた3つのまちづくりの基本理念

平成17（2005）年2月21日の1市1町の合併による新市誕生から20年が経過した本市は、旧柳井市と旧大畠町、それぞれにおいて連綿として受け継がれてきた柳井茶臼山古墳、白壁の町並み、明治維新の先覚者・僧月性、明治の文豪・国木田独歩などに代表される歴史や文化、温暖で多日照な気候、瀬戸内海の穏やかな海や緑豊かな里山、田園風景が織りなす美しい景観と豊かな自然、そして地域における自主・自立の気風と支えあいの風土を大切に守り育ててきました。一次産業を守りつつ、柳井地区広域圏における商工業、医療・福祉、文化・教育の中心都市として、近年では企業誘致が大きく進展するなど、発展してきました。

一方で、他の多くの地方都市と同様に、少子化や高齢化が刻々と進み、深刻化する人手不足など人口減少に起因する諸問題が顕在化しています。この傾向は今後も続いていくという現実を受け入れた上で、市民と市民、市民と行政が、地域の課題を解決していくために、今まで以上に協働・連携することで、乳幼児から高齢者までのすべての世代が心豊かに暮らし、安心と幸せを実感できるまちづくりを目指していきます。

第2次総合計画に引き続き、市民一人ひとりの参画や主体的な関わりとその集合による「市民の力」が最大限発揮され、急激な社会変化に対応していくことで、市民がこれからも柳井市民として愛着を持って暮らし続けられるまちづくりを推進します。以上を踏まえ、3つの基本理念のもと、将来都市像の実現を目指します。

（1）学びや挑戦から生まれる人とまちが進化するまちづくり

教育や文化の振興を通して、歴史や他者から学ぶことで、社会の変遷や激甚化する災害などの難局に立ち向かう進取の精神を養い、自ら実践していくことにより、将来にわたってすべての世代が学びあい、挑戦し続けるまちを目指します。

（2）出会いとつながりから生まれる心豊かなまちづくり

人とひとが出会い、つながり、コミュニティが形成されるとともに、多業種、多分野間での多様な主体による協働・連携を進め、安全・安心の地域社会の実現に取り組みます。

（3）先を読み戦略的に変わることから生まれる持続するまちづくり

組織や施設の複合化、多機能化、デジタル化や近隣自治体とのより密接な連携を一層進め、まちの仕組みを持続可能な形へ再設計し、暮らしの質を維持・向上させていきます。

第2章 計画の推進に向けて

第1節 市民の力を生かした協働・連携によるまちづくり

少子化・高齢化や人口減少の進展、社会情勢の変化などにより、地域コミュニティを形成・維持していく上での課題は多様化しており、行政単独での解決は次第に困難になっています。こうした課題に対応し、地域住民の安心や満足感の向上を図り、幸せを実感できる地域社会を実現するためには、多様な主体と行政が協働・連携し、それぞれの強みを生かして取り組むことが求められています。

市民一人ひとりが地域社会の一員であることを意識し、地域の課題を「自分事」と捉え、解決に向けて主体的に関わり行動していくことは、将来都市像の実現に向けた大きな力となります。

そのため、効果的な情報発信による市民との情報共有を図るとともに、市民からの意見や評価を市政運営に反映させることで、まちづくりへの関心と意欲を高めます。さらに、総合計画の基本理念を共有し、それぞれの地域において、各主体が適切な役割を担いながら、協働・連携によるまちづくりを推進していきます。

第2節 持続可能な行財政運営

（1）行財政改革の取組

本市の財政は、歳入が伸び悩む一方で、全世代にわたる社会保障費の増大や公共施設の老朽化対策に要する経費が増加しており、これまでどおりの行政サービスの提供が困難となりつつあります。このため、人口減少を見据えた行財政運営への対応が求められています。

こうした状況の中、市民満足度の向上と持続可能な行財政運営を実現していくためには、限られた資源（人材・資産・財源・情報）を有効に活用することが不可欠です。そのため、外部の視点を取り入れつつ、PDCAサイクルに基づき、総合計画の進捗管理、実施計画の策定、予算編成、行財政改革、行政組織体制が有機的に連動する仕組みを構築します。あわせて、事務事業の見直しや事業の選択と集中を進め、公共施設等の適切な維持管理や財政負担の平準化を図ることと、行政マネジメントシステムの強化に取り組みます。

（2）広域的な連携

交通利便性の向上や就業・通学形態、生活様式の多様化、DXの普及などにより、市民の日常生活における行動範囲は、市域を越えて広がっています。

このような状況を踏まえ、災害対策や産業振興、交流人口の増加といった広域的な課題については、近隣市町や、広島広域都市圏や松山圏域などの周辺関係自治体等と連携・協力しながら取り組んでいきます。

第3章 まちづくりの基本目標と基本施策

本市の将来都市像の実現に向け、目指すべきまちの姿を6つの基本目標に分類し、体系的に整理しました。

本計画では、これまでと同様、市民の力を最大限に生かした「協働」を核とする市民参加のまちづくりを自治体経営の基盤とし、市民、市議会、地元経済界、近隣市町、県や国と相互に連携し、地域の総合力によってまちづくりを推進することで、各分野に掲げる基本目標の実現を図ります。また、6つの基本目標に対して、合計30の基本施策を展開していきます。

6つの基本目標



第3次柳井市総合計画 基本構想（素案）

第3次柳井市総合計画の体系～まちづくりのための6つの基本目標と30の基本施策～

将来像	基本目標		基本施策
市民の力で未来をつくる 地域の力で支えあう 安心と幸せのまち柳井	I	協働で目指す持続可能なまち 【自治体経営】	1 市民の力・協働 2 情報化 3 連携・交流・移住 4 行財政運営
	II	誰もが尊重され、地域愛を育むまち 【人権・教育・文化】	1 人権・男女共同参画 2 学校教育 3 生涯学習 4 スポーツ振興 5 青少年育成 6 文化・国際交流
	III	健やかでやさしく支えあうまち 【福祉・健康・子育て】	1 地域福祉 2 医療・保健 3 子育て 4 高齢者福祉 5 障がい者福祉 6 社会保障
	IV	安心して暮らせる強靱なまち 【都市基盤】	1 土地利用・都市構造 2 住環境 3 公共交通 4 道路・上下水道
	V	安全と環境に配慮した快適なまち 【安全・環境】	1 危機管理・防災 2 防犯・交通安全 3 消費生活 4 循環型社会 5 景観・環境保全 6 緑化・公園
	VI	賑わいと活力のあるまち 【観光・産業】	1 観光 2 商工業・サービス業 3 農林水産業 4 企業誘致・雇用

基本目標Ⅰ

「協働で目指す持続可能なまち」

自治体
経営

本市が目指す持続可能なまちは、市民一人ひとりの力を最大限に生かした「協働」を基盤とし、市民、市議会、地元経済界、近隣市町、県や国など多様な主体が連携し、地域の総合力でまちづくりを進めることが不可欠です。

本基本目標では、市民の力・協働の推進、ICT（情報通信技術）を活用した情報化、連携・交流・移住の促進、効率的で透明性の高い行財政運営を基本施策として実施し、協働による持続可能で活力あるまちづくりの実現を目指します。

基本施策

1 市民の力・協働

■目指すまちの姿

- 市民一人ひとりが自分のまちに愛着を持ち、地域課題に積極的に関わる市民主体のまちづくりを目指します。
- 協働の理解や取組がさらに広がり、多様な主体と行政がそれぞれの役割を果たし、協力しながらまちづくりを進めます。
- 広報紙、SNSなど様々な情報媒体を活用し、まちの情報や魅力を広く効果的に発信することにより、市民との情報共有を図ります。

2 情報化

■目指すまちの姿

- ICTやAI等のデジタル技術を活用し、市民の利便性と行政サービスの質の向上を図ります。
- 行政手続のオンライン化や情報発信の充実により、市民が必要な情報を分かりやすく、迅速に入手できる環境を整備します。
- 世代間のデジタル格差に配慮し、誰一人取り残さない情報化を進め、暮らしやすく魅力あるまちづくりを目指します。

3 連携・交流・移住

■目指すまちの姿

- 柳井地区広域圏、広島広域都市圏、松山圏域などにおける連携を進め、圏域の一体的な発展を目指した交流・連携の取組を進めます。
- 各分野に関わる人や企業、団体との関係を構築し、本市との接点を広げることで関係人口の創出に努め、多様な視点や交流を通じた地域の活性化を図ります。

第3次柳井市総合計画 基本構想（素案）

- 住まいを確保する仕組みや短期滞在による体験機会の提供、積極的な情報発信などを通じて、移住定住人口の拡大を目指します。
- 若者や子育て世帯に選ばれるまちを目指し、ライフステージに応じた支援を重層的に推進します。

4 行財政運営

■目指すまちの姿

- 人口減少や少子化・高齢化の急速な進行、A Iをはじめとする技術革新など、様々な行政課題に的確に対応し、持続可能な行財政運営を推進していくため、「柳井市行政改革大綱」に基づき、市民や団体との連携のもと、新たな時代に対応した持続可能な行政運営の実現を目指します。
- 組織の活性化、健全で持続可能な財政運営の推進、最適な公共サービスの提供に取り組めます。

基本目標Ⅱ

「誰もが尊重され、地域愛を育むまち」

人権

教育

文化

現代社会において価値観やライフスタイルの多様化が進む中、すべての人が互いの違いや個性を認めあい、尊重しあう地域社会の構築が求められています。そのため、学校・家庭・地域が協働・連携して子どもや住民の力を育むことが重要であり、「スクール・コミュニティ構想」の取組を通じて、地域全体で人づくり・まちづくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境を整備することが、地域の持続可能性と包摂性を高める上で不可欠です。また、地域の歴史や文化を大切にし、次世代を地域全体で育むことは、地域への誇りや愛着、そして自己肯定感を育む土台となります。

本基本目標では、人権の尊重と多様性の理解を基盤とし、教育・文化・スポーツ・国際交流などを通じて、学びの中から地域愛を育むまちづくりを目指します。

基本施策

1 人権・男女共同参画

■目指すまちの姿

- 社会教育や学校教育などにおいて、人権教育を推進するとともに、総合的かつ効果的な啓発活動を実践し、一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。
- 性別にかかわらずあらゆる分野への参画を推進するとともに、男女共同参画に対する意識の改革と醸成を図り、すべての人が健康で安全・安心に暮らせる環境を整え、互いを尊重し支えあう社会の実現を目指します。

2 学校教育

■目指すまちの姿

- 未来を担う子どもたちを育成するために、学校等の組織的な取組を軸に、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能や思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などの育成を通じて確かな学力の向上を図ります。
- 安全・安心な学校施設や教育環境の整備を進め、家庭や地域と協働・連携し、学校を核とした人づくり・まちづくりを推進します。

3 生涯学習

■目指すまちの姿

- 年齢や立場を問わず、誰もが生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを目指します。
- 学びと交流の場であるみどりが丘図書館を拠点として、学びで得た知識や経験を地域活動や社会参加に生かし、地域を支える人材の育成と地域活力の向上を目指します。

第3次柳井市総合計画 基本構想（素案）

○既存の施設の有効活用や計画的な整備を図り、多様な学習機会の充実に取り組みます。

4 スポーツ振興

■目指すまちの姿

- 市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整え、健康の維持・増進を図るとともに、世代を超えた交流を深め、スポーツを活用したまちづくりを推進し、地域の活性化を進めます。
- 地域スポーツ団体との連携を強化し、地域と一体となったスポーツ環境の整備・充実に図り、歴史と伝統を受け継ぐ「スポーツのまち 柳井」の実現を目指します。

5 青少年育成

■目指すまちの姿

- 豊かな人間性や社会性、倫理観を育む取組を推進し、青少年の健全な心身の育成を図ります。
- 家庭・学校・地域社会の連携を深め、青少年育成に関わる各種団体の活動を支援し、地域全体で青少年に対する健全育成の環境づくりを推進します。

6 文化・国際交流

■目指すまちの姿

- 本市に受け継がれてきた貴重な歴史的文化遺産を次世代へ継承していくことが重要であるため、文化財や歴史遺産等の保存や伝承に必要な施策を推進し、積極的な情報発信に努めます。
- 市民の芸術・文化活動を支援し、文化施設の有効活用を図ります。
- 多様な文化や価値観への理解を深めるため、幅広い分野での国際交流を推進します。

基本目標Ⅲ

「健やかでやさしく支えあうまち」

福祉

健康

子育て

子育て世代の不安、高齢化の進行、孤立の深刻化、障がいのある人の暮らしの課題など、多様で複雑な健康・福祉課題が地域社会に広がる現代において、自治体には誰もが心身ともに健やかに、安心して生活することのできる地域共生社会の実現に向けた環境整備が求められています。

本基本目標では、市民一人ひとりが「健康」「安心」「つながり」「希望」を実感できる社会を構築し、身体的・精神的・社会的に満たされた状態（ウェルビーイング）を実現するまちづくりを目指します。

基本施策

1 地域福祉

■目指すまちの姿

- 地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、市民のニーズに対応した支援体制の構築を目指します。
- 地域活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、誰もが必要な福祉サービスを受けられる仕組みづくりを進めます。
- ユニバーサルデザインに配慮した施策を推進します。

2 医療・保健

■目指すまちの姿

- 市民が病状に応じて適切な医療を受けられるよう、医療機関の機能に応じた役割分担と相互連携を強化します。
- 「かかりつけ医・薬局」の普及を進め、救急医療体制や離島医療の確保、保健・福祉との連携を図り、地域医療サービスの維持に努めます。
- 生涯を通じて健康で過ごせるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、市民の健康づくりを支援するための環境整備に努めます。
- 一次予防を重視し、食生活の改善や体力づくりを進め、健康的な生活習慣の獲得を支援します。

3 子育て

■目指すまちの姿

- 子どもを育てることに喜びや楽しみを感じることができる社会の実現を目指し、保健・福祉・医療・教育の連携により、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目なく子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます。

第3次柳井市総合計画 基本構想（素案）

- 家庭や地域が連携して教育力を高め、これからの本市を担う子どもたちを育むとともに、多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

4 高齢者福祉

■目指すまちの姿

- 在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供される体制の整備をはじめ、認知症バリアフリー、高齢者の生きがいづくり等を推進し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしくいつまでもいきいきと暮らせる社会を目指します。
- 医療関係者、介護サービス事業者、民生委員・児童委員など多様な職種や機関との協働・連携により、地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築を目指します。

5 障がい者福祉

■目指すまちの姿

- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、保健、医療、福祉等の各分野が連携し、包括的で切れ目のない支援体制の構築を目指します。
- 障がいのある人もない人も、すべての市民が互いに認めあい、支えあいながら心豊かに安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、「あいサポート運動」の普及等を通じて地域における心のバリアフリーを推進します。

6 社会保障

■目指すまちの姿

- 低所得者の生活安定を図り、誰もが自立した生活を送れるよう、生活保護制度をはじめとする社会保障制度を効果的に活用し、個々の状況に応じた適切な支援に努めます。
- 少子化・高齢化が進む中で、国民健康保険事業や介護保険事業などの社会保障制度を市民から信頼される安定した制度として維持するため、適切な運営に努めます。

基本目標Ⅳ

「安心して暮らせる強靱なまち」

都市
基盤

気候変動、自然災害、人口減少の進行など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、日々の生活の安心と利便性を支える都市インフラの整備・維持は、地域の持続可能性と、すべての市民の身体的・精神的・社会的な安心を支える基盤となります。

本基本目標では、防災性と利便性を兼ね備えた都市基盤の構築を通じて、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、誰もが安心して暮らし続けられる強靱でやさしいまちの実現を目指します。

基本施策

1 土地利用・都市構造

■目指すまちの姿

○住宅地、商業地、工業地、田園地などの土地利用実態を踏まえ、市街地の既存ストックを有効活用しながら、様々な生活機能をコンパクトに集積・配置した都市構造への転換を目指します。

○都市と農山村のバランスを保ち、自然環境の保全を適切に行い、無秩序な市街地拡大を抑制することにより、持続可能な土地利用を推進し、将来にわたり市民が安心して快適に暮らせるまちづくりの実現を目指します。

2 住環境

■目指すまちの姿

○高齢者や障がい者等の住生活の安定が図られるよう配慮しながら、民間と行政がそれぞれの役割を果たし、質の高い住宅・宅地の提供を推進します。

○市営住宅については、柳井市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替え・維持管理・用途廃止等を進め適切なストックマネジメントに努めます。

○適切な管理が行われていない空き家については、防災、衛生、景観の観点から地域住民の生活環境に深刻な影響を与える可能性があることを踏まえ、引き続き空き家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を総合的かつ計画的に進めます。

3 公共交通

■目指すまちの姿

○人口減少の中においても、公共交通を維持し、関係機関が連携して補い合うことで、安心して利用できる体制や環境整備に努めます。

○周辺都市への移動の利便性向上や交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、山陽自動車道や空港、新幹線駅等の高速交通体系へのアクセス向上につながる幹線道路について、国や県、関係機関と連携し、整備の促進を図ります。

第3次柳井市総合計画 基本構想（素案）

○鉄道・港湾については、関係機関と連携し、安全性の確保と利用促進を図るとともに、平郡島への離島航路については、定期船の更新を進め、適切な維持管理と経営改善に努めます。

4 道路・上下水道

■目指すまちの姿

○市民が日常的に利用する市道等については、必要性の高い箇所を重点的かつ計画的に整備するとともに、地域の実情にきめ細かく対応するため、地元住民との協働による「ふるさとの道づくり」等を推進します。

○道路や橋りょうの維持管理を適切に行い、長寿命化を図ります。

○市民生活に不可欠な上水道・簡易水道については、柳井地域広域水道企業団による運営のもと、安全・安心で良質な水の供給が図られています。今後も関係団体と連携しながら、将来にわたり安心して利用できる水道サービスの確保に努めます。

○快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質を保全するため、老朽化した処理場設備等の計画的な修繕・更新を図ります。

○下水道事業の経営に当たっては、効率的な事業運営に努め、維持管理費の抑制を図ります。

基本目標Ⅴ

「安全と環境に配慮した快適なまち」

安全

環境

近年、自然災害の激甚化・頻発化や、地域社会の犯罪抑止力の低下が懸念される中で、地域の安全・安心を確保する防災・防犯体制の強化は喫緊の課題です。同時に、気候変動への対応や資源循環の推進、美しい景観の保全などの環境施策も、快適で健やかな暮らしを支える上で不可欠です。

本基本目標では、市民一人ひとりが安心して心身ともに健やかに暮らせる、安全と環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。

基本施策

1 危機管理・防災

■目指すまちの姿

- 災害や事件・事故、感染症のまん延などによる生命や生活に関わる危機に備え、市民及び関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制の構築を図ります。
- 地震や風水害などの災害に備え、防災、減災対策及び防災体制の充実強化を図るとともに、自主防災組織を核とした地域の共助体制の構築に取り組みます。
- 充実した消防・救急体制のもとで、安心して暮らしていけるよう、広域的な連携による消防及び救急・救助活動の強化と消防団活動の活性化を図ります。

2 防犯・交通安全

■目指すまちの姿

- 警察等の関係機関と連携し、地域における防犯対策への支援や交通ルール・マナーの周知啓発を行うとともに、道路交通環境の安全性の向上を進めることで、犯罪や交通事故のない、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

3 消費生活

■目指すまちの姿

- 消費者の安全・安心を確保するため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとともに、消費者教育や啓発を通じて、被害の未然防止及び拡大防止に向けた取組を推進します。

4 循環型社会

■目指すまちの姿

- ごみの減量や再資源化、安定的なごみ処理を通じて環境負荷の低減を図ります。
- 循環型社会の実現を目指し、市民・事業者・行政が相互に連携し取組を推進します。

5 景観・環境保全

■目指すまちの姿

- 市民・事業者・行政が連携し、本市らしい良好な景観の保全、形成、活用を図るとともに歴史や自然と調和した生活空間の創出に努めます。
- 地球温暖化防止に向け、市民・事業者・行政が連携し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入等の取組を推進します。
- 自然とのふれあいや学びを通して環境問題への関心を高め、市民一人ひとりの主体的な行動変容につなげることにより、良好な環境を将来世代に引き継ぐことを目指します。
- まちの快適な生活環境を維持するため、水質、大気等の良好な環境の保全に取り組むとともに、地域における美化活動を推進します。

6 緑化・公園

■目指すまちの姿

- 市民協働や市民主体の緑化活動の促進・支援に取り組み、住む人や訪れる人にとって魅力ある花と緑にあふれるまちづくりを進めます。
- 地域の特性やニーズに応じた都市公園等の緑化・整備に努めます。

基本目標Ⅵ

「賑わいと活力のあるまち」

観光

産業

人口減少や少子化・高齢化が進む中、地域経済の活性化と持続可能な産業振興は、まちの魅力と活力を高め、市民が「働き、暮らし、楽しめる」基盤を支える重要な要素です。

本基本目標では、地域に根ざした観光・産業の振興と、多様な働き方や雇用機会の創出を通じて、すべての人が経済的・社会的・精神的に満たされた状態を実現するまちづくりを目指します。

基本施策

1 観光

■目指すまちの姿

- 本市の多彩で質の高い地域資源を広く発信することで、交流人口・関係人口の拡大を図り、観光振興を推進します。
- 新たな旅のスタイルに対応した体験型観光の充実や地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化することで、滞在時間を延ばし、観光消費の拡大を図ります。

2 商工業・サービス業

■目指すまちの姿

- 県、商工団体等の関係機関と連携を図りながら、商業・工業・サービス業の振興に努めます。特に中小企業に対しては、経営基盤を支えるための支援策を充実させ、事業の安定と成長を促進します。
- 小売商業の維持・活性化を目指し、地域の商業環境の改善や魅力ある店舗づくりを支援するとともに、空き店舗対策やデジタル化などを推進します。

3 農林水産業

■目指すまちの姿

- 農業・林業・水産業を将来にわたり持続させるため、各分野における担い手の確保・育成と経営基盤の強化を図ります。
- 農地の保全と有効活用を図るため、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域ぐるみによる農地の維持管理や耕作放棄地の発生防止に取り組めます。
- スマート技術の活用や生産基盤の整備を進め、省力化・高効率化と環境との調和を両立した持続可能な生産体制の構築を目指します。
- 6次産業化をはじめとした取組により、農林水産物の付加価値を高め、地域産業の活性化を図ります。

4 企業誘致・雇用

■目指すまちの姿

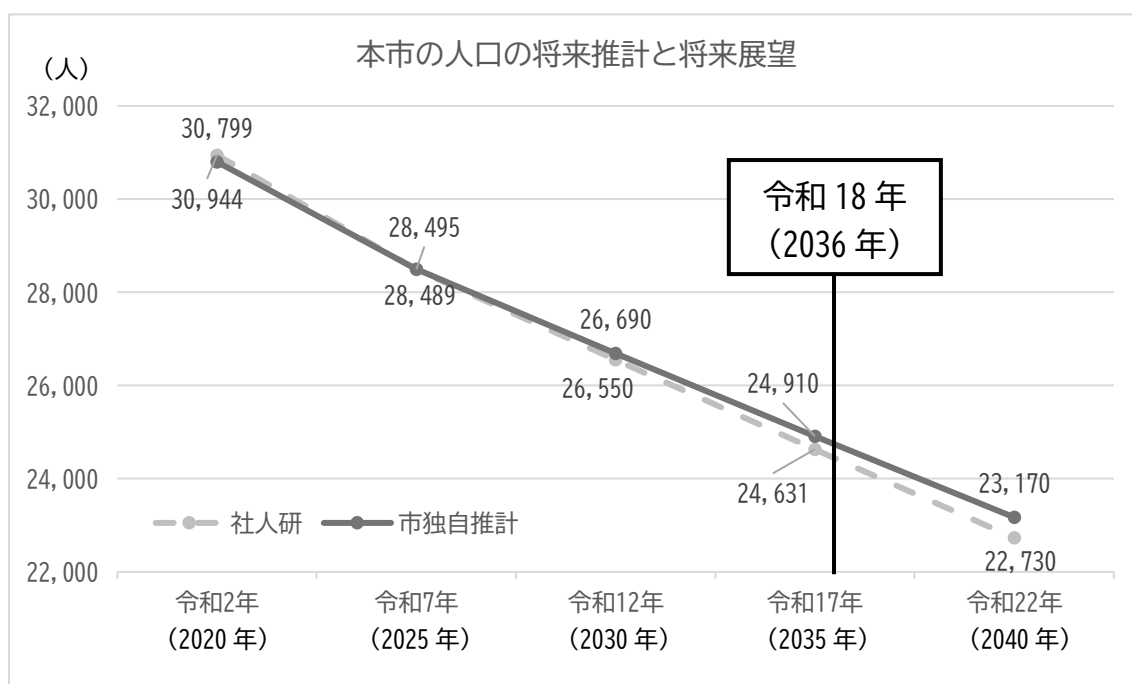
- 県や関係機関と連携し、企業誘致に関する情報の収集・発信を行うとともに、持続的な地域経済の発展に向けて、戦略的な誘致促進活動や支援制度を継続し、本市への企業誘致を展開します。
- ハローワークなど関係機関と連携し、企業が求める人材の確保に努めます。
- 創業を目指す人に対し、空き店舗などの物件情報の提供等支援を行い、新規創業を促進するとともに、サポート体制を充実・強化し、事業の継続性を確保します。
- 雇用の確保と人材育成への支援を進め、若者や女性をはじめとする多様な人材が活躍できる環境づくりに努めます。

第4章 将来の人口

全国的に少子化に伴う人口減少が進行する中、本市では、第3期柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、その基礎となる柳井市人口ビジョンにおいて、人口の長期的な将来展望を示しています。

市人口ビジョンでは、令和12（2030）年に26,690人、令和52（2070）年に14,231人の人口を維持することを目標としています。

この方針に基づき、第3次総合計画の計画期間における人口目標として、最終年次である令和18（2036）年には、概ね25,000人とします。



資料：柳井市人口ビジョン

※社人研は国立社会保障・人口問題研究所の略称

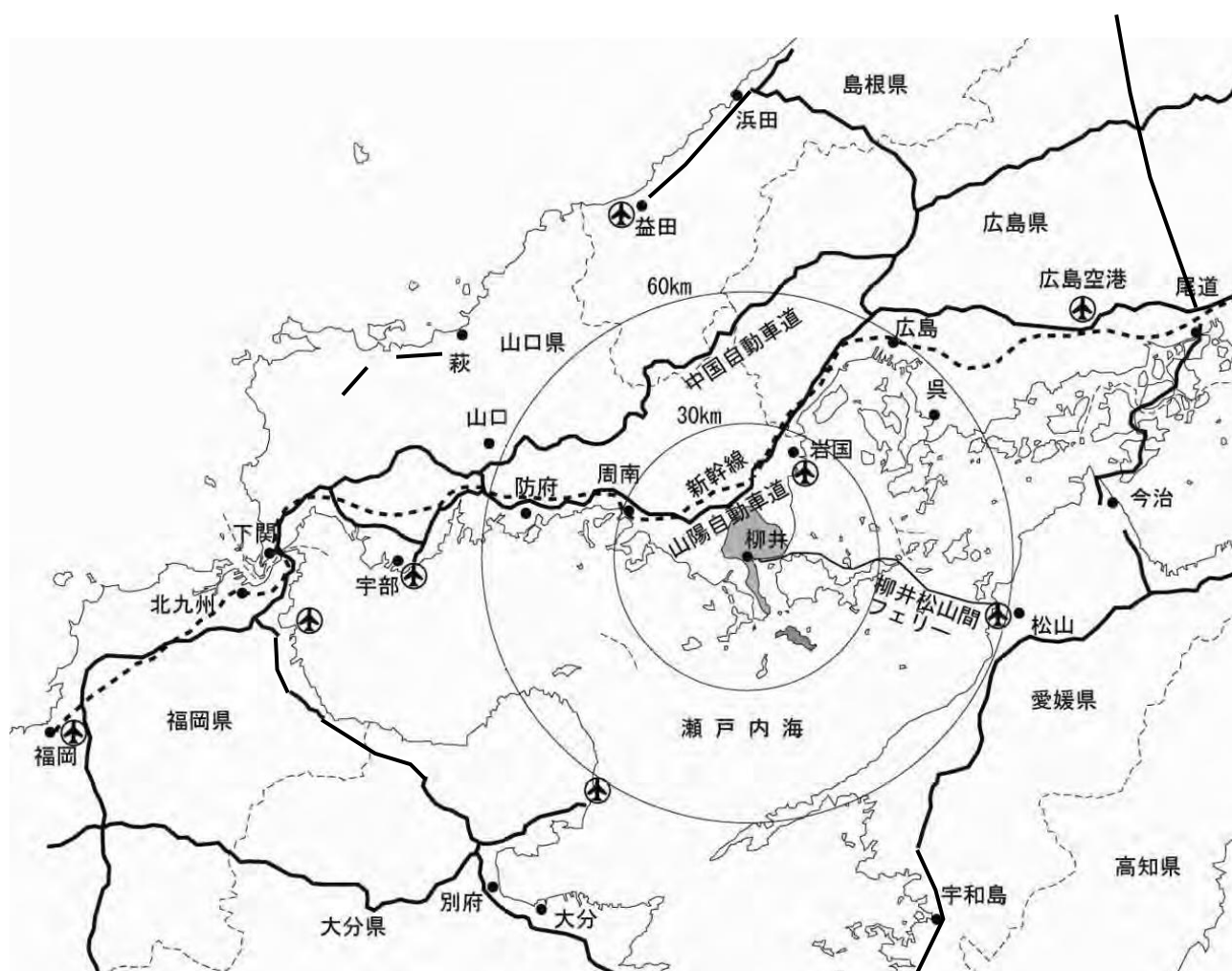
令和18年（2036年）の目標人口 概ね25,000人

第5章 土地利用の基本的な考え方

第1節 本市の位置づけ

県の南東部に位置する本市は、広域的には県庁所在地である山口市、広島市、松山市とほぼ同等の距離にあって、広島広域都市圏や松山圏域等と交流・連携を促進するネットワークが形成されています。また、柳井地区広域圏を構成する自治体や歴史的・地理的に密接な関係にある近隣自治体の中で、本市がその重要な役割を果たしています。

このような本市の都市の特性を今後も一層強めながら、行政区域を越えた広域的な連携、機能分担や相互補完を進めていくことが求められています。



第2節 コンパクトなまちづくりの推進

本市のこれまでの土地利用の変遷を振り返ると、市場経済の動向や産業構造の変化により、既成市街地では、空き地・空き家に代表される土地利用の空洞化や事業所撤退などにより、都市機能が低下しています。中心市街地での人口減少傾向が続く一方、周辺部では宅地化が進んだことで低密度な市街地拡大を招き、社会資本の不均衡をもたらしています。

人口減少がますます進むと予測される状況にあって、今後も機能拡散型の土地利用が進行すれば、防犯や防災面での生活環境の悪化、中心市街地の空洞化、農業生産機能の低下、環境負荷の増大や歴史・文化資源の喪失につながります。また、これに道路、上下水道の維持管理などの行政運営コストの増加が重なることにより、結果として市全体の魅力が低下していくことが懸念されます。

このため、今後の土地利用は、既存の社会資本を最大限に活用し、無秩序な都市機能の拡散を抑制しつつ、必要などころに適切な都市機能を集積させるといったコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要です。

次世代に向け、機能集約型の都市構造であるコンパクトなまちづくりを実現するためには、市民・事業者・行政が土地利用の方針を共通理解し、適切な役割分担のもと、一体的な取組を進めていく必要があります。

将来にわたって持続的発展が可能な土地利用を促進するため、立地適正化計画制度をはじめとした「柳井都市計画」による規制誘導や「柳井農業振興地域整備計画」との調整を図ることで、本市の将来都市構造の実現を目指します。

第3節 将来都市構造

（1）土地利用の方針

本市の都市構成として、市域を「市街地エリア」（都市的土地利用を行うところ）と「農山漁村エリア」（自然的土地利用を行うところ）の2つの地域に区分します。

「市街地エリア」は、住宅地・商業地・工業地がバランスよく配置された現在の枠組みをより一層コンパクトに集約できる形で都市計画用途地域や地区計画制度等の運用を図ります。

「農山漁村エリア」は、田園、森林、海浜などの自然的な土地利用が主であるため、良好な田園環境や自然環境を、今後も潤いと安らぎを与えるまちの貴重な資源として保全活用しつつ、田園居住など多様な暮らし方に対応できるように土地利用の整序を図っていきます。

2つのエリアが接する市街地周辺では、農林業振興施策との調整を図るとともに、都市計画の適正な規制誘導により無秩序な宅地開発を抑制していきます。

さらに、市街地周辺に立地する柳井ウェルネスパーク、やまぐちフラワーランド、茶臼山古墳歴史の広場、河川などを「水と緑と花のネットワーク」として位置づけ、積極的な利用促進を図っていきます。

第3次柳井市総合計画 基本構想（素案）

（2）拠点形成の方針

J R柳井駅周辺一帯を、市内外から多様な人々が集う都市拠点と位置づけます。駅北側の歴史地区・文化地区や駅南側の公共サービス地区など、駅を中心として整備された行政、教育、文化、商業、交通、医療等の都市機能が集積された「中心市街地」のさらなる充実を図り、まちの顔にふさわしい風格のある都市景観の形成を目指します。

一方、周辺各地区における地域の中心的役割を担う拠点を地域拠点と位置づけます。地域拠点とその周辺集落で連携した「地域生活圏」を形成し、身近な生活交通の確保などの生活支援サービスの実施、地域資源を生かしたビジネスづくりなど、地域コミュニティ組織による地域運営・地域経営の取組を促進します。

そして、「中心市街地」と「地域生活圏」が、地域特性を生かしつつ果たすべき役割を分担するとともに、交流・連携につながる交通ネットワーク網を整備することで、市全体として集約型の都市構造を形成します。

（3）軸形成の方針

県内市町をはじめ広島広域都市圏や松山圏域等との交流・連携につながる交通ネットワーク網として、新幹線駅や空港につながるJ R山陽本線のほか、離島航路を含め海上交通の要衝となっている柳井港、高速交通体系へのアクセス向上を図るための国道188号（岩国柳井間パイパス及び柳井・平生パイパスを含む。）及び主要地方道柳井玖珂線を広域的な都市軸である「広域連携軸」として位置づけます。

また、柳井地区広域圏の隣接する町へのアクセスなど主要な道路交通網を形成している国道437号、主要地方道光柳井線及び主要地方道柳井上関線を地域的な都市軸である「地域連携軸」として位置づけます。

第3次柳井市総合計画 基本構想（素案）

2つの土地利用	市街地エリア（都市的土地利用を行うところ） 農山漁村エリア（自然的土地利用を行うところ）
水と緑と花のネットワーク	柳井ウェルネスパーク、やまぐちフラワーランド、 茶臼山古墳歴史の広場、柳井川、土穂石川
中心市街地と地域生活圏	中心市街地 柳井（J R 柳井駅周辺） 地域生活圏 日積、伊陸、新庄、余田、伊保庄、阿月、平郡東、平郡西、大畠
都市軸（連携軸）	広域連携軸 J R 山陽本線、柳井港、国道 188 号、主要地方道柳井玖珂線 地域連携軸 国道 437 号、主要地方道光柳井線、主要地方道柳井上関線

<都市構造図>

